



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

改正労働基準法

長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに仕事と生活の調和がとれた社会を実現することを目的として成立した改正労働基準法が、平成22年4月1日に施行となります。

労働基準法の改正の中から、特に企業経営に関係がある項目として、

1. 年次有給休暇の時間単位付与
2. 割増賃金の法定割増率の引き上げがあります。

1. 「時間単位年休」

労使協定の締結により年次有給休暇を[時間単位]で付与することができるようになります。現在の年次有給休暇の取扱は、分割が認められる最低単位は1日とされており、[時間単位]の分割は認められていません。

ただし、半日単位の付与については、使用者にそれを認める義務はありませんが、「労働者の請求に基づきそれを認めても差し支えない」とされています。

今回、年に5日を上限として[時間単位]の年次有給休暇が認められるようになります。

上記、[半日単位の年次有給休暇の取扱]は変更ありません。

2. 「法定割増賃金率の引き上げ」

現在、法定労働時間を超える時間外労働に対し、使用者は2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。以下のように改正されます。

①1か月60時間を超える時間外労働に対して、使用者は5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

例えば、1か月に70時間の時間外労働をさせた場合、60時間までは2割5分以上の割増賃金を支払い、残りの10時間は5割以上の割増賃金を支払わなければなりません。

ちなみに残りの10時間を深夜に労働させた場合は、5割(時間外分)+2割5分(深夜分)=7割5分以上の割増率が適用されます。

②引き上げ分の割増賃金の代わりに有給休暇を与えることもできるようになります。(代替休暇制度)

労使協定の締結により、割増賃金をお金でもらうか、有給休暇として休みをもらうかを労働者が選択できる制度を設けることもできるようになります。

「法定割増賃金率の引き上げ」に関しては、平成22年4月1日の改正法施行後も一定の要件をみたした中小企業については適用が猶予される予定で、施行後3年経過後に改めて検討することとされています。

中小企業の範囲は、日本標準産業分類に基づき、「卸売業」「小売業」「サービス業」に分けられ、労働者数もしくは資本金等の額で決められます。

今回の労働基準法改正で、労働時間管理の複雑化が進む可能性があります。来年4月の施行までに早めの管理方法をご検討ください。

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (エコカー補助金とエコポイントの税務上の取扱い)

①環境対応車300万円に買換えてエコカー補助金を25万円受け取りました。②グリーン家電製品として冷蔵庫を買換え、エコポイントで1万円の商品券を受け取りました。これらの経済危機対策の補助金等の税務上の取扱いはどうなりますか。

Answer

エコカー補助金やエコポイントは、個人に限らず法人も利用できる制度です。

①エコカー補助金については、個人の場合、所得金額の計算上、総収入金額に算入されません。法人の場合、益金算入が原則ですが、圧縮記帳を適用することもできます。

②エコポイントについては、個人の場合、一時所得として取り扱われますが、他の一時所得と合わせて50万円までは課税されません。法人の場合、雑収入に計上するとともに、見合いの費用科目を計上することになります。

解説



①エコカー補助金

【個人の場合】エコカー補助金は、所得税法の「国庫補助金等の総収入金額不算入」の規定の適用を受けることができ、所得金額の計算上総収入金額に算入されません。

なお、減価償却の計算等においては、 $300 - 25 = 275$ 万円をもとに計算します。

【法人の場合】(1)益金算入が原則ですが、(2)圧縮記帳をすることも可能です。

(1) (借方)車両運搬具 300万円 (貸方)雑収入等 25万円
預金 275万円

(2) (1)に加え、(借方)固定資産圧縮損 25万円 (貸方)車両運搬具 25万円

圧縮記帳をした場合は取得年度に損金処理ができますが、圧縮記帳をしない場合は300万円に対する減価償却を通じて、複数年度に損金処理されます。

規定の適用を受けるには、個人・法人ともに申告書に記載する等の一定の手続が必要です。

②エコポイント

【個人の場合】ポイントを商品と交換した時点で一時所得として扱われると考えられます。但し、50万円の特別控除がありますので、他の一時所得と合計して50万円以下の場合は課税されません。

【法人の場合】取得したポイントを商品と交換した時点で益金算入することになります。受け取った商品券を交際費として使用した場合は、下記の仕訳となります。

(借方)交際費 1万円 (貸方)雑収入等 1万円

なお、エコポイントの申請の際に領収書の原本を提出する場合は、消費税法上の仕入税額控除の適用要件を満たすため、写しを保存するようにして下さい。

根拠条文等

所得税法	第42条 (国庫補助金等の総収入金額不算入)
所得税法施行令	第89条 (国庫補助金等の範囲)、第90条 (同固定資産の償却費の計算等)
法人税法	第42条 (国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)
法人税法施行令	第79条 (国庫補助金等の範囲)

※お問合せ先: 朝日税理士法人 052-571-5480 または k.tajima@asahitax.or.jp 田島まで